

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第18条の34第2項	水銀排出施設の構造等の改善又は施設の使用停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第18条の34第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。